第五条第三号備考の表を次のように改める。

| 冷媒ガスの種類 | Q |
|---|---|
| 二酸化炭素 | 一・〇二 |
| アンモニア | 〇・六四 |
| フルオロカーボン三十二 | 〇・六三 |
| プロピレン | 〇・五八 |
| フルオロカーボン四百十Ａ | 〇・五七 |
| フルオロカーボン百二十五 | 〇・五〇 |
| フルオロカーボン四百四Ａ | 〇・五〇 |
| フルオロカーボン四百七Ｃ | 〇・四九 |
| フルオロカーボン二十二 | 〇・四七 |
| フルオロカーボン百三十四ａ | 〇・三六 |
| フルオロカーボン十二 | 〇・三四 |
| フルオロカーボン百二十四 | 〇・二四 |
| フルオロカーボン十一 | 〇・一〇 |

第五条第四号の表を次のように改める。

| 冷媒ガスの種類 | 圧縮機の気筒一個の体積五千立方センチメートル以下のもの | 圧縮機の気筒一個の体積五千立方センチメートルを超えるもの |
|---|---|---|
| フルオロカーボン二十一 | 四十九・七 | 四十六・六 |
| フルオロカーボン百十四 | 四十六・四 | 四十三・五 |
| ノルマルブタン | 三十七・二 | 三十四・九 |
| イソブタン | 二十七・一 | 二十五・四 |
| クロルメチル | 十四・五 | 十三・六 |
| フルオロカーボン百三十四ａ | 十四・四 | 十三・五 |
| フルオロカーボン十二 | 十三・九 | 十三・一 |
| フルオロカーボン五百 | 十二・〇 | 十一・三 |
| プロパン | 九・六 | 九・〇 |
| フルオロカーボン二十二 | 八・五 | 七・九 |
| アンモニア | 八・四 | 七・九 |
| フルオロカーボン五百二 | 八・四 | 七・九 |
| フルオロカーボン十三Ｂ一 | 六・二 | 五・八 |
| フルオロカーボン十三 | 四・四 | 四・二 |
| エタン | 三・一 | 二・九 |
| 二酸化炭素 | 一・八 | 一・七 |
| その他のガス | $\frac{13900V_A}{0.75\ (h_A-h_B)}$ | $\frac{13900V_A}{0.80\ (h_A-h_B)}$ |

備考

一　多元冷凍方式による製造設備にあつては、最終元の冷媒ガスをもつてこの表の冷媒ガスとする。

二　多段圧縮方式又は多元冷凍方式による製造設備にあつては、最終段又は最終元の気筒をもつてこの表の圧縮機の気筒とみなす。

第三十六条第二項第二号及び第四十条第一項第一号中「Ｒ」を「フルオロカーボン」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

**第三条**　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （用語の定義） | （用語の定義） |
| **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 | **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 |
| 一　可燃性ガス　アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。） | 一　可燃性ガス　アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。） |
| イ・ロ　［略］ | イ・ロ　［略］ |
| 二～四　［略］ | 二～四　［略］ |
| 四の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ぱを発生させるもの | 四の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、次に掲げるもの |
| イ　［削る］ | イ　フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ |
| ロ　［削る］ | ロ　フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ |
| ハ　［削る］ | ハ　フルオロカーボン三十二 |
| 五～二十六　［略］ | 五～二十六　［略］ |
| 2　［略］ | 2　［略］ |